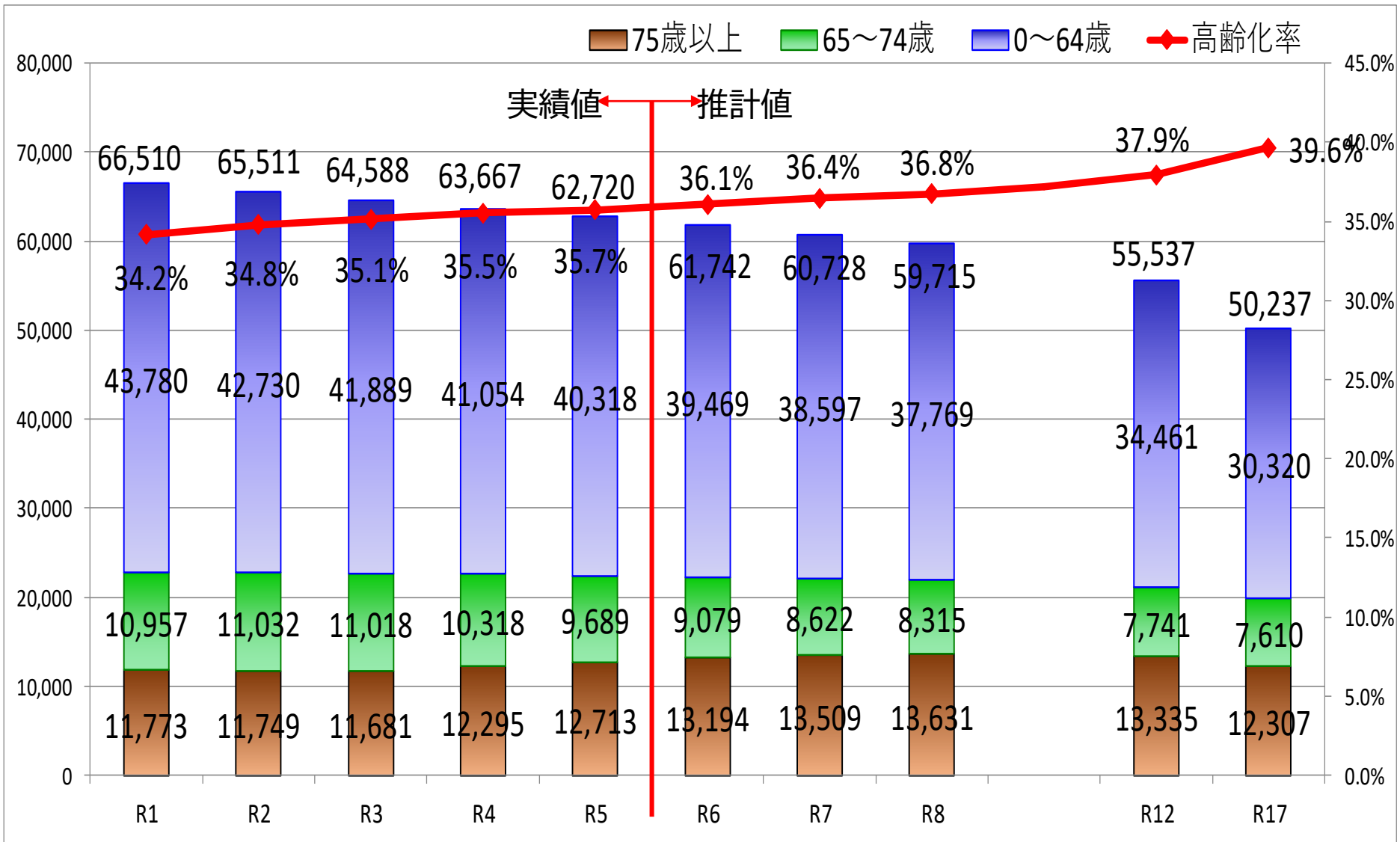


令和 6 年度の主な施策について

高齢者分科会

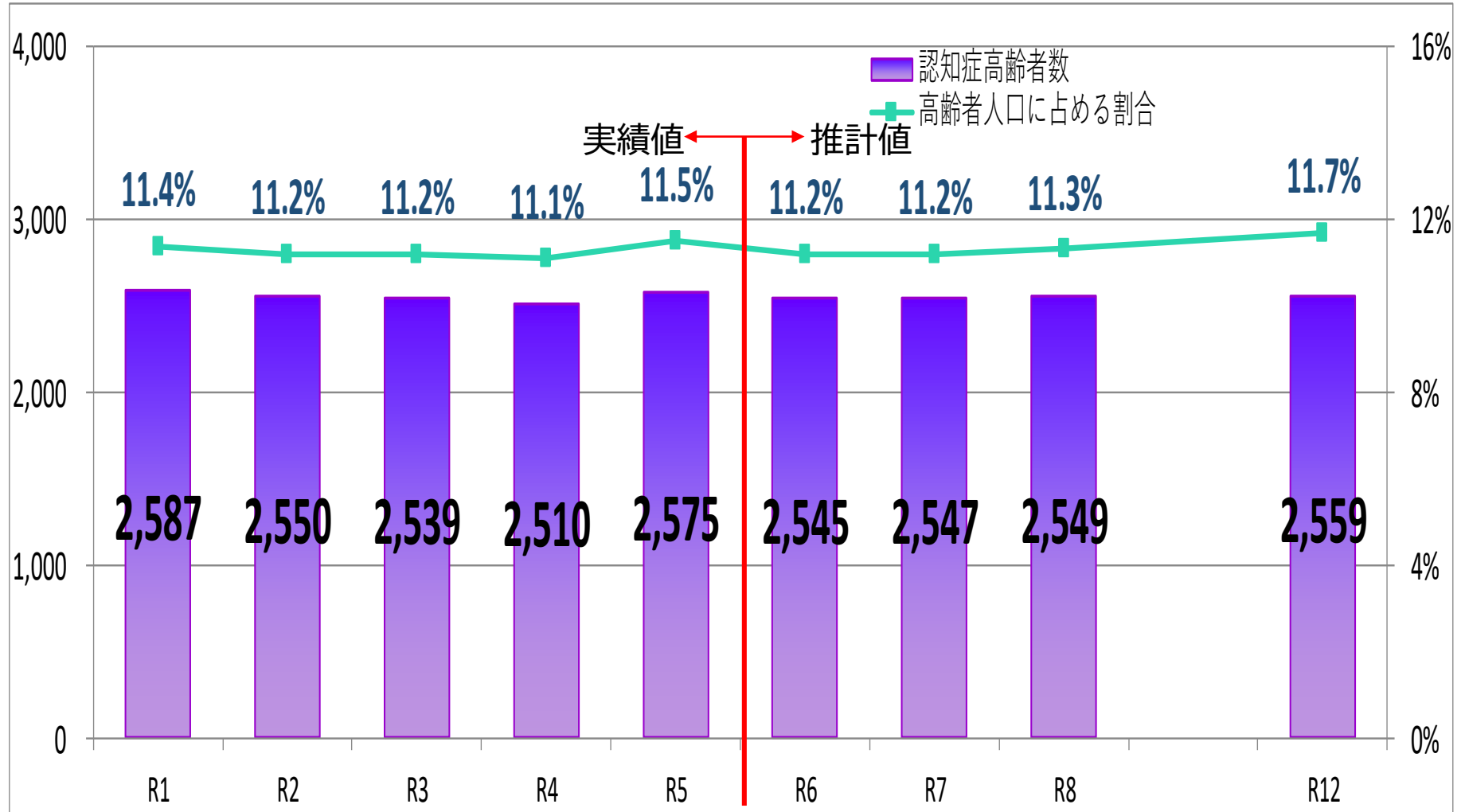
総人口と高齢者数・高齢化率の推移



R1～R5：各年度10月1日現在
R6以降：コーホート変化率法による推計

認知症高齢者の推移

認知症高齢者数と割合



介護人材確保等に向けた取組み※イメージ図

継続

資格試験受験料助成
研修受講費助成

キャリアアップに必要な資格の取得を促進し、長期の定着を図る
就業に有利な研修の受講により就業しやすくする

新

中堅職員向け研修の
受講支援

事業所間の垣根を超えた連携推進により、ケアマネジメントの質の向上を図る

定着

定着促進・離職防止

離職

新

ハラスメント対策

ハラスメント防止の周知啓発を実施し、働きやすい職場環境整備を図る

新

IT化推進講習会
ICT・IoT導入支援

・介護業界向けIT企業から講師を招き、IT化のメリット等をテーマに事業所管理者向けの講習会を開催し、IT化を促進
・ICT・IoT機器導入の支援

働きやすい職場づくり
(ICT、AI、ロボットの活用へ)

継続

合同就職説明会

事業者から具体的な話を聞く機会を設け就業につなげる

転職

継続

広報
「介護のしごと」紹介

一般向け周知・イメージアップ



来春卒業



求職中



転職希望



加賀市の認知症施策全体について

●認知症施策推進大綱 【基本的な考え】

(本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年まで)

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防（※1）」を車の両輪として施策を推進

▶「共生社会実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月1日に公布され、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策を推進していく。

認知機能低下のない人

・認知症になることを遅らせる
取り組み（一次予防）の推進

①啓発普及・
本人発信支援

- 認知症サポーター養成講座（キャラバン・メイト活動）
- 地域包括支援センター（ランチ含む）の運営
- 介護なんでも110番相談窓口
- 当事者講演会
- 認知症ケアパス（私の暮らし手帳）
- 本人ミーティングの開催
- 個別地域ケア会議

②予防

- 地域おたっしゅサークル
- 元気はつらつ塾
- もの忘れ健診
- 介護予防等アプリケーションの活用
- 高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施
- 脳活性化プログラムの啓発普及
- 老い支度講座（かがやき予防塾）

③医療・ケア・介護サービス・ 介護者への支援

- 認知症初期集中支援チーム
- 認知症対応力向上研修（中堅職員研修）
- 認知症地域支援推進員の育成
- 多職種協働研修
- 家族介護支援事業
- 認知症カフェやボランティアの育成

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加

- 成年後見制度活用
- 見守りネットワーク（安心メール）
- チームオレンジの設置

⑤研究開発・産業
促進・国際展開

「**予防（※1）**」とは、
「認知症にならない」という
意味ではなく、「認知症
になるのを遅らせる」「認知
症になっても進行を緩やか
にする」という意味が込め
られている。

医療と介護の更なる連携推進や 医療依存度の高い方への支援体制強化

「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ

【取組み①】

- 退院後の医療職の在宅や施設へのアウトリーチ
- 介護職への疾病予防のポイント等の勉強会の実施

在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

- 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

②日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

④看取り

- 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

③急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保

医療計画には、各機能を担う医療機関等の名称を記載

- ・病院、診療所(歯科含む)・薬局
- ・訪問看護事業所・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・短期入所サービス提供施設
- ・相談支援事業所 等

- 24時間態勢で往診や訪問看護を行うことが可能な在宅療養支援診療所により、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができる。

圏域は、二次医療圏にこだわらず、市町村単位や保健所圏域など、地域の資源の状況に応じて弾力的に設定

【取組み②】

- 市民への周知啓発を行う。
- 医療と介護の多職種連携研修会により、医療と介護の更なる連携促進を図る。

出典)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))

【課題】

【1】医療的ケアを必要とされる方への支援が困難

【2】施設等における死亡率の向上
(居所変更実態調査より)

【取組み①】

- ・退院後の医療職の在宅や施設へのアウトリーチ(疾病からの予後予測のポイントに関する指導等)
- ・介護職への勉強会(疾病予防のポイント等)

【取組み②】

- ・市民への看取りの周知啓発
- ・医療と介護の多職種連携研修会による更なる連携促進